

車両回送規定（抜粋）

株式会社 日星
2007/03/1 制定

1. お客様のお車は各種保険（共栄火災海上保険）に当社が加入いたします。尚、保険料については回送料金に含まれます。
2. お客様のお車は通常、立山⇄糸魚川⇄扇沢間を運転手により回送いたします。通行止め等諸事情により迂回経路を回送する場合は別途料金をいただく場合があります。
3. お車回送の際の燃料費はお客様ご負担となります。（立山⇄扇沢間 約 200km）
4. お車の回送中に当社の責任において損害を与えた場合、下記のとおり賠償いたします。
 - ① お車の修理代がお車の時価額を超えた場合
⇒全損に関しましては、お車の時価額にて賠償いたします。
 - ② お車の修理代がお車の時価額を超えない場合
⇒分損に関しましては、その修理代を賠償いたします。
 - ③ 上記金額以外の費用に関しましては一切お支払いいたしません。
⇒例：事故落ち、代車料、旅行変更の為に支出した費用、休車損害、等
 - ④ 回送中、事故を被った場合、お客様の要望・承認がございましたら当社が責任をもって解決いたします。
5. 整備不良に起因する車両事故に関しましてはその責任を負いません。
お客様のお車が整備不良、その他不良点により目的地まで安全に回送できないと判断した場合、又は回送中に判明した場合は、回送のお断り、回送の中止をする場合があります。その際に生じる費用はお客様ご負担となります。
6. お客様のお車を回送中、当社運転手の過失によらず生じた車両の故障（パンク、クラッチの磨耗、エンジン及びトランスミッションの不具合等）の経費（修理費、車両運搬費等）は全てお客様のご負担となります。
7. 不可抗力による時刻の遅延等の損害に関しましては、一切の責任を負いません。